

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0 2 8 5 - 8 4 - 1 0 9 7 (月～金曜日 9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0)

担 当 介護支援専門員 佐々木清美 ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	有限会社ケアワーカー出野
所在地	真岡市荒町四丁目22番地4
事業所の指定番号	栃木県 第0970900296号
サービスを提供する実施地域	真岡市

＊上記の事業実施地域以外の方からのご相談にも応需いたしますのでご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管 理 者	常勤1名 (管理者兼介護支援専門員)
介護支援専門員	常勤1名以上

(3) 営業日時及び休日

営 業 日	月曜～金曜 午前9時～午後6時
休 日	8月13日～15日・12月29日～1月3日

(4) 実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	厚生省の標準課題項目に準じたアセスメントツールを使用。最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担 当 者 の 変 更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能
第 三 者 評 価	実施なし

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努める。

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

＊介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は要介護度に応じて下記の料金をお支払いいただき、支払と引き換えに当事業所からサービス提供証明書を発行し、このサービス提供証明書を真岡市介護保険窓口に提出することで払戻しを受けることができます。

※真岡市地域区分 7 級地 1 単位＝10.21 円

居宅介護支援費（Ⅰ）	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1～44 件	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位

(2) 加算

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院してから当日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合	450 単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けている場合	600 単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けている場合	600 単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによる場合	750 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合算定	200 単位
通院時情報連携加算	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合算定	50 単位

(3) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に訪問するときには、移動手段に応じて下記の交通費が必要となります。

- ① 公共交通機関利用 実費
- ② 自家用車利用 1km あたり 20円

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(4) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

相談担当者 佐々木清美 電話 0285-81-0265

(5) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

真岡市高齢福祉課介護保険係 [TEL:0285-83-8094](tel:0285-83-8094) FAX:0285-83-8554
栃木県国民健康保険団体連合会 [TEL:028-622-7242](tel:028-622-7242) FAX:028-622-7281

6. 秘密の保持

- ①当事業所は、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を厳守いたします。
- ②当事業所は、介護支援専門員、その他従業者であった者から、業務上知り得た利用者とその家族の秘密が漏れることのないよう管理を徹底します。
- ③当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者またはその家族からの同意をいただきます。

7. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供中に事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、ご家族、主治医、医療機関等に速やかに連絡します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な対応を行います。
- (2) ご利用者に事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な対応を行います。
- (3) 前項の事故および事故に際してとった処置について記録します。
- (4) 事業所が賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 災害等非常時への対策

- (1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を定期的に行います。
- (2) 感染症及び非常災害等発生時における事業継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修を実施します。また、事業継続計画に基づき、訓練を実施します。

9. 虐待の防止

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

10. 業務継続計画

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

11. サービス提供事業所選定についての説明

居宅サービス計画に位置づけたサービス提供事業所を選定理由について説明します。

12. サービスご利用に関してのお願い

- ① お茶やお菓子などのお心付けなどは一切不要です。
- ② 職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- ③ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約解除をすることもあります。
- ④ 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

13. サービス利用にあたっての禁止事項について

- ⑤ 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ⑥ パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。